

情報・システム研究機構国立遺伝学研究所ナショナルバイオリソース  
プロジェクト広報室設置要項

2016（平成28）年8月3日所長裁定  
最近改正 2021（令和3）年11月1日

（設置）

第1条 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所にナショナルバイオリソースプロジェクト広報室（略称名「**NBRP** 広報室」という。）を置く。

（目的）

第2条 **NBRP** 広報室の設置は、文部科学省が実施する研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）（以下「**NBRP**」という。）事業の推進を目的とし、広報活動を専属的に担うものとする。

（業務）

第3条 **NBRP** 広報室においては、広報活動として次に掲げる業務を行う。

- 一 パンフレット等広報物の制作及び配布
- 二 シンポジウム及び国内外の学会におけるリソース等の展示会の開催
- 三 公開成果報告会等シンポジウムの開催
- 四 その他 **NBRP** 事業にかかる広報・アウトリーチ活動に関すること

（組織）

第4条 **NBRP** 広報室に、室長及びその他必要な職員を置く。

（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、**NBRP** 広報室の運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要項は、2016（平成28）年8月3日から施行し、2016（平成28）年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、2021（令和3）年11月1日から施行し、2021（令和3）年4月1日より適用する。